

子ども・子育て支援法に基づく利用定員の設定、変更について

1 利用定員の設定

(1) 教育・保育施設（保育所、幼稚園、認定こども園）

- 施設型給付費の支給施設であることの確認は、子ども・子育て支援法（以下「法」）第31条第1項の規定により、教育・保育施設の区分に応じ、小学校就学前子どもの区分（1号・2号・3号）ごとの利用定員を定めて市が行う。

(2) 地域型保育事業者（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）

- 地域型保育給付費の支給事業者であることの確認は、法第43条第1項の規定により、地域型保育事業を行う事業所ごとに3号認定子どもの利用定員を定めて市が行う。

【平成26年度の状況】

平成27年1月 「久喜市児童福祉審議会」に、市内保育施設、認定こども園、地域型保育事業者（小規模保育事業等）の利用定員の設定について意見を聴取。

平成27年2月 市内保育施設等の利用定員について県協議。

平成27年3月 「久喜市児童福祉審議会」に、利用定員が設定された市内保育施設等の確認について意見を聴取した後に、市内保育施設等の確認を行う。

【認可保育所等の設置状況】（H27. 10. 1現在）

種別	施設数	定員	入所状況	入所率	備考
公立保育所	6	430人	404人	94%	分園1園含む
民間保育所	16	1140人	1238人	108.6%	分園2園含む
認定こども園	3	223人	209人	93.7%	幼保連携型2園 幼稚園型1園
小規模保育事業	3	49人	48人	98%	0歳～2歳
合計	28	1842人	1899人	103%	2号、3号認定のみ

2 利用定員の設定及び変更の手順

(1) 審議会（法第77条第1項）又は合議制機関（市町村子ども・子育て会議等）の意見聴取

① 教育・保育施設（保育所、幼稚園、認定こども園）

- 法第31条第2項の規定により、あらかじめ審議会又は合議制機関の意見を聴かなければならないと定められている。
- 利用定員を変更する際には、法令上は審議会又は合議制機関の意見を聴くことについての規定が無いため、任意となっている。

② 地域型保育事業者

- 法第43条第3項の規定により、あらかじめ審議会又は合議制機関の意見を聴かなければならないと定められている。

(2) 県協議

① 教育・保育施設

- ・ 法第31条第3項の規定により、市が、教育・保育施設の確認にあたり利用定員を定めようとするとき、又は利用定員を変更しようとするときは、あらかじめ県知事へ協議を行わなければならないと定められている。

② 地域型保育事業者

- ・ 法令上県知事への協議は定められていない。

3 教育・保育施設利用定員の県協議（案）

- ・ 利用定員設定及び変更案：資料2-1参照